

# 違反対象物を

# 公表します！

平成30年4月1日  
運用開始

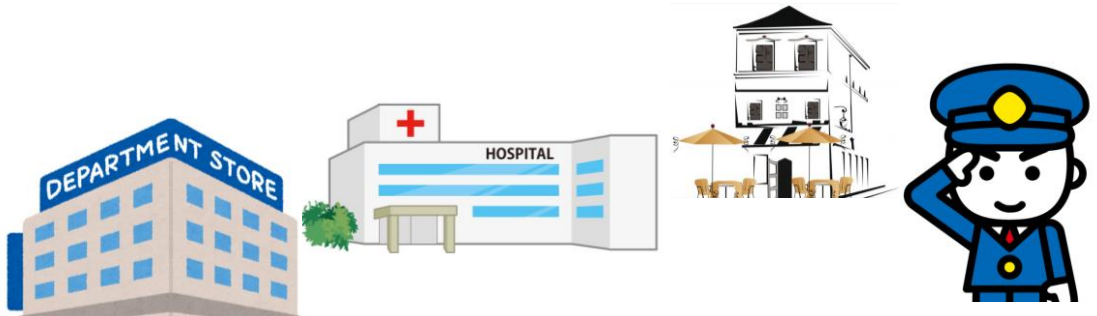
 知多中部広域事務組合  
(半田市・阿久比町・武豊町・東浦町)

建物の利用者自らが、その建物についての防火安全性を判断できるように重大な消防法令違反が認められる建物を公表する制度です。

## 公表の対象

特定防火対象物

(飲食店、物品販売店、旅館、病院など不特定多数の人が利用する建物)



## 公表の対象となる違反内容

特に重大な消防用設備の設置義務違反

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備

上記設備が設置されていないもの



## 公表の方法

◇違反対象物の所在する市町及び

知多中部広域事務組合のホームページへの掲載



ホームページから確認できます。

知多中部広域事務組合 公表制度



# 違反対象物を公表します！

<公表する内容 例>

建物の名称	半田消防ビル
建物の所在地	半田市東洋町一丁目6番地
法令違反の内容	自動火災報知設備未設置



<公表までの流れ>

立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知



立入検査実施結果の通知から14日経過した日以降において改善の意向が見られない場合



# 公表

<問合せ先>

知多中部広域事務組合消防本部予防課

TEL <0569>21-1491 FAX <0569>22-7420

E-mail: yobou119@cac-net.ne.jp